

神戸市带状疱疹ワクチン接種助成事業実施要領

1. 趣旨

この要領は、「神戸市定期予防接種及び行政措置予防接種費用助成要綱」に基づき実施する、带状疱疹ワクチン接種費用の助成について必要な事項を定める。

2. 実施主体

神戸市

3. 実施機関

神戸市内の予防接種契約医療機関

4. 带状疱疹ワクチン予防接種助成の対象者

- (1) 接種日時点で神戸市に住所を有し、予防接種を受ける日において満 50 歳以上、かつ令和 8 年 3 月 31 日時点で 60 歳以下である者
- (2) 予防接種法（昭和 23 年法律 68 号）第 5 条第 1 項の規定による定期の予防接種の対象でないこと。
- (3) 過去に本制度もしくは兵庫県下の他の自治体で同様の補助制度を利用したことない者

5. 対象となるワクチン

乾燥弱毒生水痘ワクチン、もしくは乾燥組換え带状疱疹ワクチン

6. 予防接種の助成金額と助成回数

いずれのワクチンにおいても一人につき 1 回限りとし、上限額は 4,000 円とする。

7. 不当利得の返還

神戸市は、偽りその他不正な手段によりこの要領による助成の交付を受けた者があるときは、その者から当該交付した助成金の額の全部又は一部を返還させるものとする。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。